

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、内閣府「令和5年版高齢社会白書」によると、我が国の総人口は令和4（2022）年10月1日現在、1億2,495万人となっており、そのうち65歳以上人口は3,624万人、総人口に占める65歳以上人口割合（高齢化率）は29.0%で過去最高となっています。

今後、ますます高齢化が進展していくことが見込まれる中で、要支援・要介護認定者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）世帯等、支援が必要な人はますます増加・多様化するとともに、現役世代（地域社会の担い手）の減少といった問題が顕著化することが予想されます。

高齢者の増加に伴う介護ニーズの増加、介護にかかる費用の増加が問題とされる中、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、国は介護保険制度をはじめ、高齢者を取り巻く制度や法律の改正を行ってきました。また、多様化する介護ニーズとそれらに応じた新たなサービスの創設、「地域包括ケアシステム」の提唱など、高齢化が続く中での制度運営、高齢化社会への対応を図ってきました。

今般、策定する『第9期介護保険事業計画』は、第9期計画期間中にいわゆる「団塊の世代」が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎えることに加え、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年及びその先を見据え、介護保険サービス基盤の整備、介護人材の確保、地域包括ケアシステムの深化・推進等に向けた取組を中長期的な視点に立って進めていくためのものになります。

『半田市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）』が、令和5年度をもって計画期間を終了することを受け、これまでの取組を継承・発展させつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進と、高齢者を含む本市に住む全ての人々がともに豊かにいきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指し、『半田市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画』（以下、「本計画」）を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく『市町村老人福祉計画』及び介護保険法第 117 条の規定に基づく『市町村介護保険事業計画』を一体的に策定するものです。

(2) 計画の性格

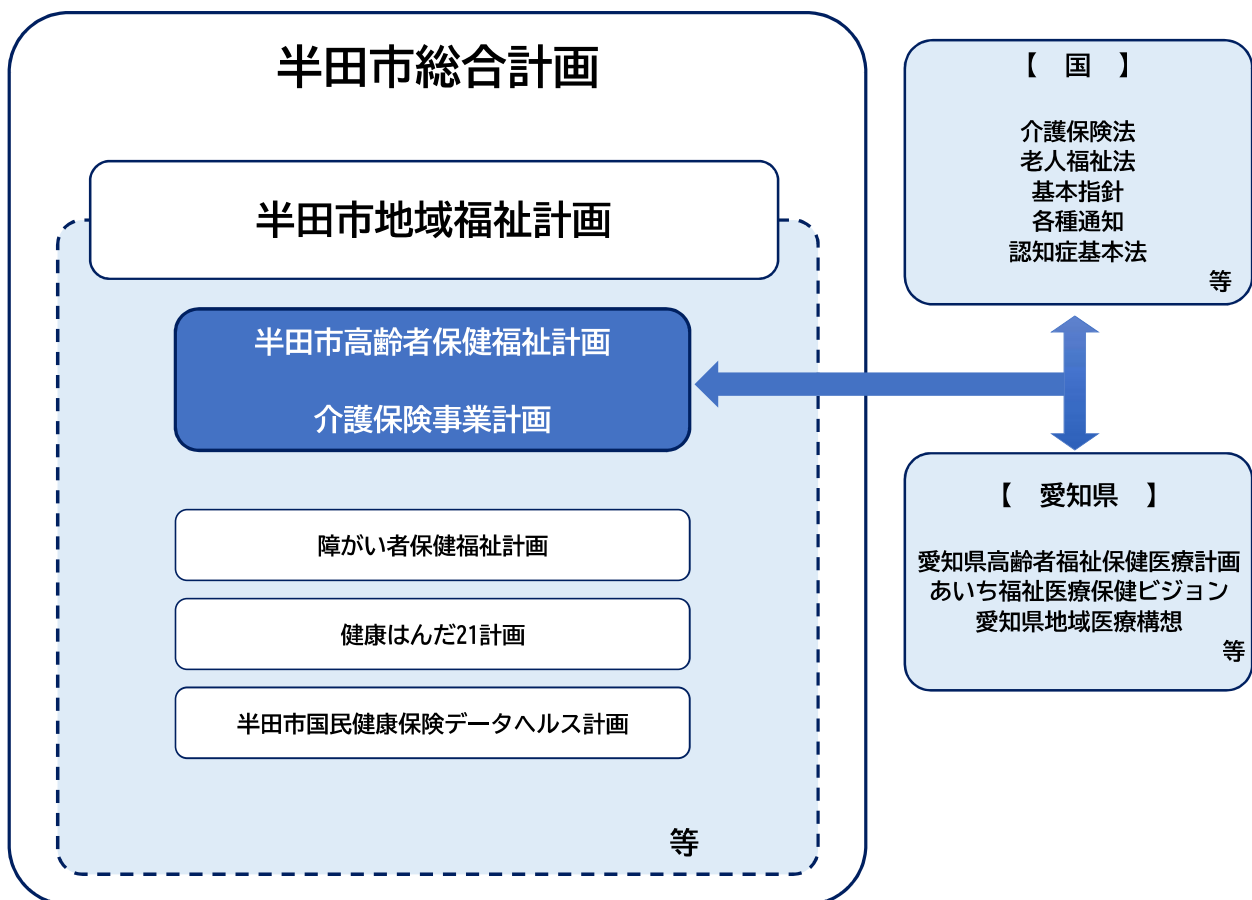
高齢者福祉計画は、本市に住む全ての高齢者を対象とした、高齢者福祉事業の総合的な計画です。

介護保険事業計画は、利用者が自らの選択により保健・医療・福祉にわたる総合的な介護サービスを受けるために必要な費用と、その介護サービス量の確保のための計画です。

(3) 上位・関連計画について

本計画は、市政の基本指針である『半田市総合計画』を最上位計画とし、福祉分野の上位計画である『半田市地域福祉計画』のほか、『健康はんだ 21 計画』、『障がい者保健福祉計画』等の保健・医療・福祉に関する計画との整合を図ります。

【図表 1 - 1 計画関連図】



(4) S D G s について

S D G s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

S D G s は 17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind) 」ことを基本理念として掲げています。

本市においても、ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」をはじめ S D G s を意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、本市に住む高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者福祉を推進します。

【図表 1 - 2 S D G s について】



3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とし、計画期間中に迎える、団塊の世代が75歳になる令和7（2025）年や、現役世代が急減する令和22（2040）年までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。

半田市の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス基盤の整備等、中長期的な取組の方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。

【図表1－3 計画期間について】



4 計画の策定体制

（1）介護保険運営協議会等の開催

本計画の策定にあたり、高齢者福祉施策の基本的な方向性を確認するとともに、学識経験者、介護関係者、福祉関係者、被保険者代表、行政関係者で構成する「半田市介護保険運営協議会」「地域包括ケアシステム推進部会」「地域密着型サービス部会」により検討を行いました。

（2）高齢者等実態調査の実施

高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向など、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、「高齢者福祉・介護に関するアンケート調査」「在宅介護実態調査」を実施しました。

（3）パブリックコメントの実施

本計画案を、令和5年12月1日～令和6年1月4日まで市役所や市のホームページ等で公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

5 国が示す第9期介護保険事業計画のポイント

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進
- 介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、介護保険法第 117 条第 2 項に「当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と規定されています。

本市の日常生活圏域は、中学校区を基本とした「亀崎地区」、「乙川地区」、「半田地区」、「成岩地区」、「青山地区」の 5 圏域と設定し、各圏域における課題の把握、社会資源の活用、在宅医療と介護の連携、地域住民の自主的な取組を促すなどにより、地域包括ケアシステムの推進を目指します。

また、本市の地域包括支援センターについて、今後、地域に根差した高齢者福祉施策を一層推進していくために、これまで市内に 1 ヶ所だった地域包括支援センターを圏域ごとに分割して設置すること等を検討していきます。

【図表 1 - 4 日常生活圏域】

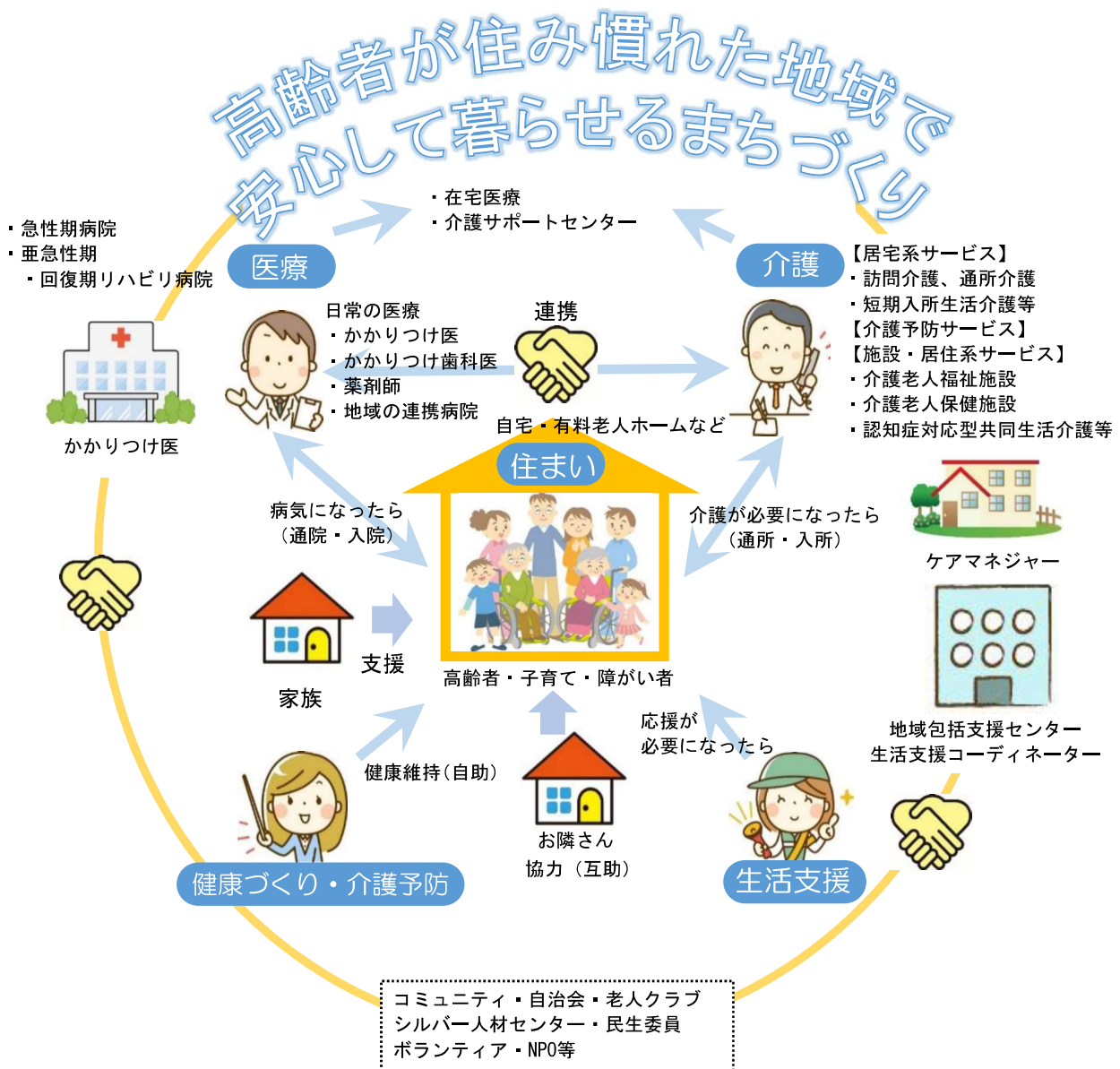


7 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、「医療」、「介護」、「介護予防」、「生活支援」、「住まい」の5つの分野が相互に連携しながら、高齢者の生活を支えていくシステムです。

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい日常生活を営むことができるようにするため、高齢者の生活全体を支え続けるネットワークを作り、包括的及び継続的に支援する地域包括ケアシステムのさらなる推進を図ります。また、こうした取組を高齢者に限定することなく、子どもや障がい者、生活に困窮する方等、全世帯を対象として包括的に取り組むことで、「地域共生社会」への実現へとつなげます。

【図表1-5 地域包括ケアシステムの姿】



8 地域共生社会

これまで取組を進めてきた地域包括ケアシステムは、高齢者分野を出発点として子どもや障がい者、生活に困窮する方など、全世帯を対象とした「地域共生社会」の実現に活かしていくことが求められています。

「地域共生社会」とは、高齢者介護、障がい福祉、子ども・子育て、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会のことです。対象者ごとの福祉サービスを、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現に向けて、多くの関係機関と連携、協議しながら、人生のどの段階でも切れ目のない重層的な支援体制づくりに取り組みます。

【図表 1 - 6 地域共生社会について（厚生労働省ホームページより）】

